

令和5年度 焼却施設維持管理記録（『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則』に基づく記録）

焼却施設	維持管理の状況	根拠法令	実施頻度	回数
	冷却設備及び排ガス処理設備のばいじん除去	第1項第2号ヌ	随時	ばいじんの除去を行った年月日

令和5年度 焼却施設排ガス等測定記録（『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則』に基づく記録）

焼却施設	維持管理の状況	根拠法令 省令第4条の5	測定頻度	測定を行った位置	単位	基準又は 規制値	測定結果
	燃焼室中の燃焼ガスの温度	第1項第2号ハ及びト	常時	炉出口	℃	800℃以上	連続測定記録については、インターネットで公表することが難しいため、資料を現地施設及び標茶町役場住民課環境衛生係にて取り揃えております。
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度	第1項第2号リ	常時	集塵器入口	℃	概ね200℃以下	
	排ガス中の一酸化炭素濃度	第1項第2号ヲ	常時	煙突	ppm	100ppm以下	

焼却施設	維持管理の状況		根拠法令 省令第4条の5	測定頻度	採取した位置	単位	基準又は 規制値	排ガスを採 取した日	結果の得ら れた日	結果	排ガスを 採取した 日	結果の得ら れた日	結果
	排ガス中のダイオキシン類濃度		第1項第2号カ	1回／年		ng-TEQ/m ³	10ng-TEQ/m ³ 以内	6月8日	7月3日	4.10			
	ばい 煙 濃 度	硫黄酸化物	〃	1回／6月	煙突	m ³ N/h	右記のとおり※3						
		ばいじん	〃	1回／6月	煙突	g/m ³ N	0.15 g/m ³ N以下	6月8日	7月3日				
		塩化水素	〃	1回／6月	煙突	mg/m ³ N	700 mg/m ³ N以下	6月8日	7月3日				
		窒素酸化物	〃	1回／6月	煙突	ppm	250 ppm以下	6月8日	7月3日				
	排 ガ ス 中 の 全 水 銀	水銀濃度	※1 第18条の22	1回／6月	煙突	μ g/Nm ³	50 μ g/N m ³ 以下	6月8日	7月3日				
		ガス状水銀	〃	1回／6月	煙突	μ g/Nm ³		6月8日	7月3日				
		粒子状水銀	〃	1回／6月	煙突	μ g/Nm ³		6月8日	7月3日				

※1 「大気汚染防止法第18条の22」に基づく測定
※2 平成30年3月に新たな焼却施設を建設し、4月から供用を開始した。
※3 環境省令の規定により、測定毎に実測結果に基づいて設定される。(K値＝17.5)